

# 日野市子ども条例

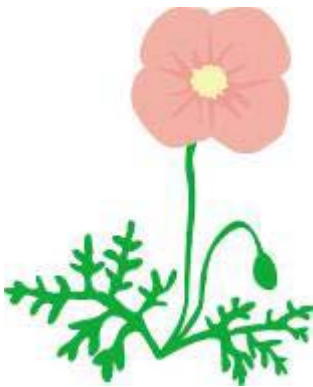
(前文)

いつの時代にも子どもは社会の宝であり、日本の尊い「財産」であり、未来への希望です。

すべての子どもはかけがえのない存在として、その尊厳は守らなければなりません。



子どもは、より良い環境の中で育てられ、導かれ、守られます。子どもは、自由、幸福を追求する権利をもっています。子どもは、そのおかれている状況により、差別や不利益を受けることがあってはなりません。国籍、民族、言語などにおいて少数の立場の子ども、障害のある子ども、施設で暮らしている子どもは、特に配慮されます。



子どもたちは、「意見は尊重し、最後まで聞いてほしい」、「自分でできる範囲のことは自分で決めたい」という思いをもっています。自分の権利を知り、権利を認め合うことは大切なことです。



おとなは、子どもの力を信頼し、  
ともに社会をつくっていきます。

おとなは、子どもが健全にすくすくと育っていくことを望んでいます。そして、おとなは、それが実現できる家庭、地域、環境をつくり、子どもの明るい声が響く社会をつくっていきたいと思っています。



また、子どもたちが心豊かな人間性を備え、伸び伸びと育っていくために、おとなは自らを見直し、良き手本となるように努め、子どもを分けへだてなく、ときには厳しく、社会に生きるための心得を示すとともに、すべての子どもに対して、社会で生活するルールを身につけて、主体的に判断できるよう、必要な助言、支援、指導を行っていくことが必要です。



一方で、子どもを取りまく環境は、いじめや児童虐待など、子どもがもつ生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利が著しく侵害される事例が増え、子どもの健やかな成長への不安は大きくなっています。日野市は、このような子どもをひとりでも減らし、子どもが健やかに成長できる社会環境をすべての市民とともに全力でつくっていかうと考えます。



日野市と市民は、「児童憲章」(昭和 26 年 5 月 5 日制定)と、「児童の権利に関する条約」(平成元年 11 月 20 日国際連合総会採択。平成 6 年条約第 2 号)の理念に基づき、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利の保障と擁護を進めると



ともに、日野市青少年健全育成基本方針(平成 16 年 2 月 20 日制定)の趣旨を活かしつつ、子どもに一番良い結果をもたらすことを考えるまちをつくるため、「日野市子ども条例」を制定します。